

令和8年度 おばまで「稼ぐ」創業応援事業補助金

【応募要領】

1. 補助対象者

以下のいずれかに該当する方が、本補助金の対象者となります。

- (1) 現在事業を営んでいない方で、小浜市内において当該年度中に個人開業または法人等の設立を行う方
- (2) 既に小浜市外で事業を営んでいる方で、小浜市内に本社・本店を移転させる方
- (3) 当該年度当初の6月前から当該年度末の間に先代から事業承継を行い（小浜市内企業の事業承継に限る）、当該年度内に既存事業以外の新事業を開始する方

2. 補助要件

以下（1）から（10）の全てを満たすことが、本補助金の要件となります。

- (1) 福井県信用保証協会の信用保証対象業種であり、風営法に規定する業種でないこと。
- (2) 市内で新たに事業所を構えた創業であること。（事業承継を除く）
- (3) 週4日以上営業を行うこと。
- (4) 事業開始の日から3年以上継続して事業を営む意思があること
- (5) 本補助金の申請にあたっては、小浜商工会議所、市内金融機関、ふくい産業支援センターもしくは、福井県よろず支援拠点のいずれかによる経営指導を受けること。
- (6) 小浜市外に住所を有している者が個人で創業しようとする場合、申請者は事業開始前あるいは事業開始後速やかに小浜市内に住所を移転すること。
- (7) 申請者が法人の場合は小浜市内に本店の登記を行うこと。
- (8) 市税等の滞納がないこと。
- (9) その他、事業開始に際し、同一の事業で国、県、市等の助成金および補助金の交付を受けていないこと。
- (10) 関係法令を遵守する者

3. 補助対象経費および補助率

区分	内容	補助率	補助対象期間
建物取得費	創業にあたって建物を取得した場合に発生した経費 【対象とならない経費の例】 ・建物を取得する際に要した諸経費（公租公課）	1 / 2 (※1)	交付の日から 交付決定日の 属する年度の 1月末日まで (※2)
店舗改装料	事業所の開設に伴う工事費用 【対象とならない経費の例】 ・住居兼事業所の場合の、住居部分に係る費用		
店舗賃借料	空き店舗等を活用し開設した際の賃借料 【対象とならない経費の例】 ・共益費、敷金、礼金、保証金、火災保険料、地震保険料等 ・補助対象期間外に係る家賃		
設備費	事業の用に供する減価償却資産取得費用（※3） 【対象とならない経費の例】 ・消耗品、中古品購入費、車両の購入費 ・汎用性が高いものの購入費（例：パソコン、カメラ等）		
販路開拓費	展示会、商談会等への出展料および旅費 【対象とならない経費の例】 ・日当、食卓料		
広告宣伝費	印刷製本費、情報誌等への掲載料、HP製作費 【対象とならない経費の例】 ・切手の購入を目的とする費用		

※1 ただし1,000円未満は切捨とします。

※2 交付決定以前に要した経費については、対象となりませんのでご注意ください。

※3 事業の用に供する減価償却資産取得費用とは、耐用年数が1年を超え、かつ取得価額が10万円以上の備品を指します。

4. 補助限度額 ※4

事業開始日において条件を満たすことを必要とします。

基本額	50万円		
加算 (上限 70万 円)	まち歩 エリア	最重点	20万円
		重点	10万円
	属性	U・Iターン	15万円
		若者	10万円
		女性	10万円
	創業ス タイル	空き家・空 き店舗	15万円
	業種	飲食店	15万円
	継承	事業承継	10万円
CF ※4	クラウドファン ディング	10万円	

基本額	50万円		
加算 (上限 30万 円)	属性	U・Iターン	10万円
		若者	5万円
		女性	5万円
	創業ス タイル	空き家・空 き店舗	10万円
		業種	飲食店
	継承	事業承継	5万円
CF ※4	クラウドファン ディング	10万円	

- ※1 まち歩きエリアの範囲については4ページをご覧ください。
- ※2 小浜市にU・Iターン後、交付申請時において、1年未満の方とします。
- ※3 若者は、交付申請時において、35歳未満の方とします。
- ※4 補助限度額は、まち歩きエリアにおいては120万円（CF加算の場合は上限130万円）、まち歩きエリア外においては80万円（CF加算の場合は上限90万円）とします。ただし、補助金の額は予算の範囲内で決定します。
- ※5 クラウドファンディング加算は、補助対象期間中に調達額が100万円以上調達した場合に限りします。

5. 応募申請

本補助金に応募する際は、別添所定の様式を使用して申請を行ってください。

(1) 募集期間

第一次募集： 令和8年6月 1日（月）～ 令和8年6月12日（金）

第二次募集： 令和8年6月29日（月）～ 令和8年7月10日（金）

第三次募集： 令和8年7月27日（月）～ 令和8年8月 7日（金）

第四次募集： 令和8年8月24日（月）～ 令和8年9月 4日（金）

※予算の都合上、期間内であっても申請受付を終了する場合があります。

※各募集の時点で交付決定額が予算に達した場合、次の募集は行いません。

※予算の状況により、募集期間を延長する場合があります。

(2) 提出先・お問合せ

小浜商工会議所 中小企業相談所

〒917-8533 福井県小浜市大手町5番32号 電話 0770-52-1040

(3) 提出書類

・応募申請書〔様式A〕

・事業計画書〔様式B〕店舗住所によって「まち歩きエリア」または「まち歩きエリア外」の補助金申請を行ってください。

・収支計画書〔様式C〕

・事業所を開設予定の位置図〔任意様式〕

・市税等の滞納がないことを証明できる書類（納税証明書等）

・U・Iターン枠で申請する方は、小浜市にU・Iターンして1年未満であることが分かる書類（住民票等）

※様式A～Cは、小浜商工会議所ホームページからダウンロードしPDFデータで提出してください。（宛先：soumu@obamacci.or.jp 事業担当宛）データでの提出ができない場合は紙での提出も可能です。

6. 応募申請後について

申請書類を審査の上、採択の可否を決定させていただきます。なお、審査結果につきましては、後日応募者にご連絡させていただきます。

申請された方が必ず採択されるとは限りません。また、審査結果のお問合せには応じかねますのでご了承ください。

7. 応募時の注意点等

①補助の対象となる期間について

交付決定日以降に契約や支払を行った経費のみが補助対象となります。交付決定日以前に行った契約や支払を行った経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

②補助金の支払時期について

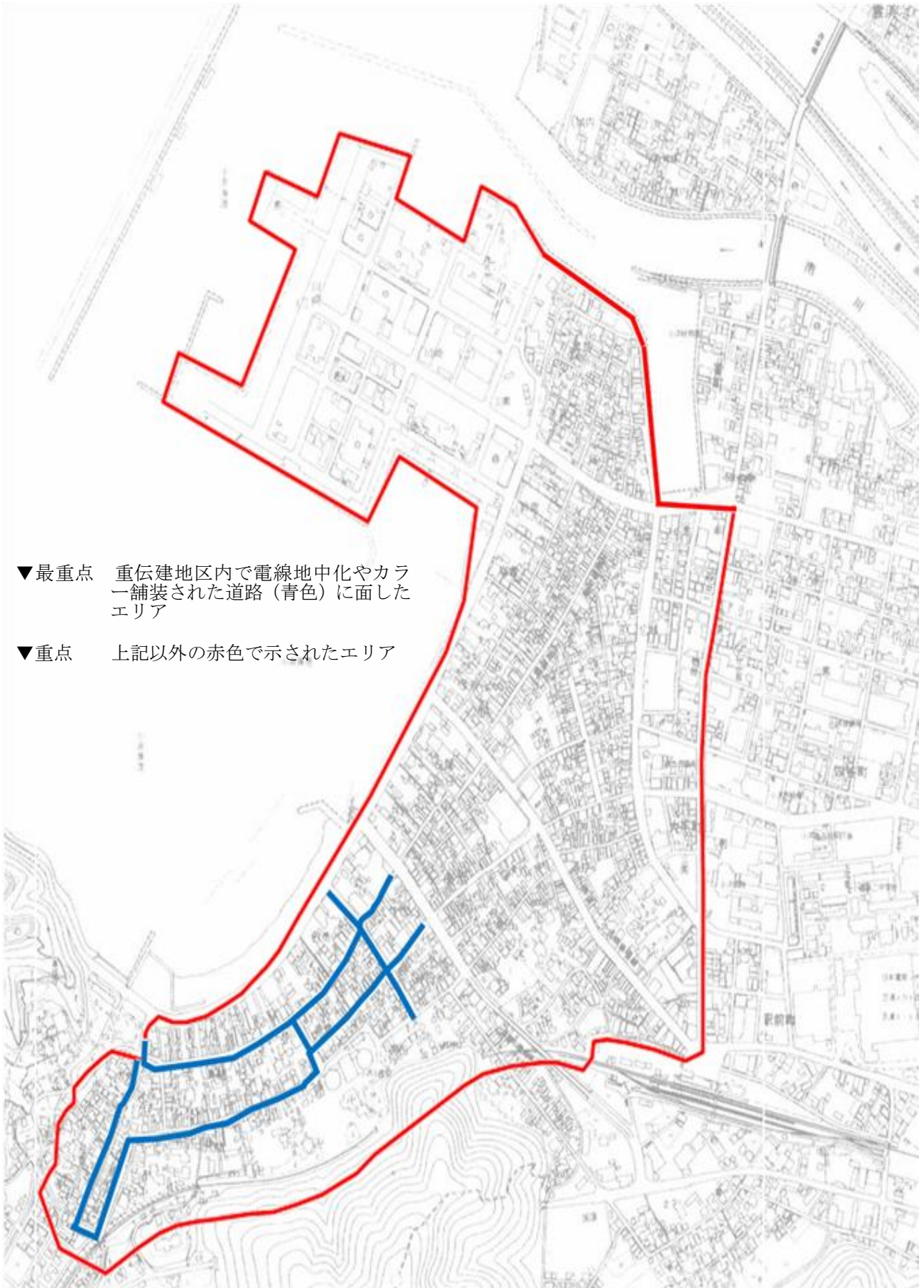
本補助金は精算払となります。補助事業が終了次第、実績報告を行ってください。実績報告の確認が済み次第、補助金をお支払いします。

8. 実績報告について

補助事業が終了した日から30日以内または令和9年2月10日までのいずれか早い日までに、実施事業および経費内容を取りまとめて小浜商工会議所へ提出してください。

(提出書類) 実績報告書(様式第4号)、事業報告書(様式第4号別紙1-1)、収支決算書(様式第4号別紙1-2)、補助対象経費明細表(様式第4号別紙1-3)、請求書(様式第6号)、領収書、補助対象成果物の写真、個人事業主の場合は、電子申告(e-Tax)をした際の日付・受付番号が印刷された開業届の写しまたは事務所・事業所の所在地を管轄する福井県税務所もしくは嶺南振興局税務部へ提出された事業開始申告書の写し、法人の場合は福井県履歴事項全部証明書の写し、営業許可が必要な事業の場合は営業許可証、その他必要に応じて資料の提出を求めています。

【まち歩きエリア】



- ▼最重点 重伝建地区内で電線地中化やカラ一舗装された道路（青色）に面したエリア
- ▼重点 上記以外の赤色で示されたエリア